

## 令和5年 第11回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和5年10月5日（木） 午前9時00分～10時15分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（37人）

1番	木下 善明	委員	2番	松尾 貴江	委員	3番	大曲弥素男	委員
4番	大串 勝	委員	5番	川崎 勝巳	委員	6番	岩永 政幸	委員
7番	土井 哲夫	委員	8番	溝上 博信	委員	9番	香月 伸幸	委員
10番	橋本 重吉	委員	11番	中村 康則	委員	12番	溝口 昇	委員
13番	江頭 浩二	委員	14番	淵上 誠	委員	15番	江口 和広	委員
16番	川崎 照子	委員	17番	川崎 俊幸	委員	18番	香月 幸雄	委員
19番	前田 則尋	委員	20番	松尾 利助	委員	21番	満田 直昭	委員
22番	久原 一義	委員	23番	久原 勤	委員	24番	前田 達雄	委員
25番	筒井 恒司	委員	26番	池上 勝文	委員	27番	古賀 茂昭	委員
28番	藤井 啓二	委員	29番	一ノ瀬美佐子	委員	30番	橋口 均	委員
31番	外尾美津子	委員	32番	吉原 春樹	委員	33番	岩石 学	委員
34番	山崎三智治	委員	35番	生島 義明	委員	36番	片淵 秋正	委員
37番	片淵 久司	委員						

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 令和5年白石町農用地利用集積計画（10号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて
- 3 農地パトロールの結果について

業務連絡事項

- 1 令和5年第12回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和5年11月6日（月）9時00分 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長

久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇
農地農政係	香月麻里

7 その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまから、令和5年10月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

ただ今の出席委員は37名中37名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

それでは、お願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、5番、川崎勝巳委員、6番、岩永政幸委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

---

### ＝ 議案番号第164号 ＝

議長 1. 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第164号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書1ページ、議案番号第164号です。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として9月26日に事務局と現地確認を行いました。

譲渡人は実家の不動産を相続されていますが、今後も住む予定がないため、宅地を譲受人に売却されており、今回は売却された宅地の近くにある畑についての贈与の申請となっています。

譲受人は今回の農地購入で営農を開始され、野菜類の作付けを計画されています。

譲受人は、今後は周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 164 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 164 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第 165 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 165 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 165 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 21 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、新築住宅の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 165 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 165 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 166 号 =

議長 続きまして、議案番号第 166 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ、議案番号第 166 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 20 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、庭の一部、倉庫の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を

得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。  
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 166 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 166 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 167 号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案番号第 167 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 167 号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として9月25日に事務局と現地確認を行いました。  
今回は、ラップロール置場、駐車場、事務所を目的とする申請です。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第167号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第167号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第168号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第168号「令和5年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第168号の「農用地利用集積計画(10号)の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は4件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページに相対での設定が14件、5ページから7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が24件、合わせて38件の計画が提出されており、賃借権設定が34件、使用貸借権設定が4件となっております。

区分の内訳として新規が28件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが14件ありました。再設定は10件でした。

今回の利用権の総面積は203,893㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが13件、会社法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが24件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、42件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
まず、所有権移転について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 168 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 168 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。  
これについては、議事参与の制限がございます。  
○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番、○○です。農家さんから、聞いてきてくれと言われたのですが、小作料に関して、インボイスは、何も関係ないのでしょうか。

事務局長 インボイスが、10 月 1 日から施行実施されております。インボイスというのは、消費税に係る適正な申告を行うために、実施された制度でございます。  
小作料につきましては、消費税というものが、かかっていませんので、消費税は対象外となります。以上です。

○番 ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 168 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 168 号（利用権設定）につい

ては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 169 号 ～ 議案番号第 181 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 169 号から議案番号第 180 号、農地の借受希望、議案第 181 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案のご説明をいたします。議案書 3 ページ。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 169 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、吉村の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 170 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西分三号の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、16 ページから 17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 171 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、唐津市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 172 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大村市の〇〇氏と福岡市の〇〇氏で、持ち分は各 1/2 ずつです。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、21 ページから 23 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 4 ページ、議案番号第 173 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 174 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 175 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、狭小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、28 ページから 29 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 176 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、30 ページから 31 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 177 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西南の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、32 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 5 ページ、議案番号第 178 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、34 ページから 35 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 179 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西郷の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、36 ページから 38 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 180 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏、大阪市の〇〇氏、守口市の〇〇氏で、持ち分はそれぞれ 1/3 ずつです。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、39 ページから 40 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 6 ページ、議案番号第 181 号、農地の借受希望です。

あっせん申出者は、郷司給移西の〇〇氏です。

作付け作目は、米、麦、大豆、WCS で、農地は、廿治新村、福田北、福田南周辺で面積は 1ha の借り受けを希望されています。

議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

以上、議案第 169 号から議案第 181 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 169 号から議案第 181 号まで、ご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 議案番号第 169 号から議案番号第 181 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。

議長 議案番号第 169 号。

委員 ○番 ○〇委員、○番 ○〇委員でお願いたします。

議長 議案番号第 170 号。

委員 ○番 ○〇委員、○番 ○〇委員でお願いたします。

議長 議案番号第 171 号。

委員 ○番 ○〇委員、○番 ○〇委員でお願いたします。

議長 議案番号第 172 号。

委員 ○番 ○〇委員、○番 ○〇委員でお願いたします。

議長 議案番号第 173 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 174 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 175 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 176 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 177 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 178 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 179 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 180 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 181 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 169 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 170 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 171 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 172 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 173 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 174 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 175 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 176 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 177 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 178 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 179 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 180 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員  
議案番号第 181 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局の担当者は議案書に書いてあります。再確認で、議案番号第 169 号は○○、議案番号第 170 号は○○、議案番号第 171 号は○○、議案番号第 172 号は○○、議案番号第 173 号は○○、議案番号第 174 号は○○、議案番号第 175 号は○○、議案番号第 176 号は○○、議案番号第 177 号は○○、議案番号第 178 号は○○、議案番号第 179 号は○○、議案番号第 180 号は○○、議案番号第 181 号は○○。  
連絡調整につきましては、担当者をお願いします。

---

＝ 議案番号第 182 号 ＝

議長 続きまして、6. 議案番号第 182 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 182 号です。別冊になっております。

「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」です。

9月の総会の折に、新担当の委員さんを案としてお示しをしておりました。変更がある場合はということで、事務局まで連絡していただいている番号があります。

4ページの整理番号が、157番と158番、旧あっせん委員と、新あっせん委員、いずれも同じあっせん委員で、変更を承っていますが、あっせん委員につきましては、○○委員、○○委員となっておりますが、入力間違いで、○○委員でございます。旧あっせん委員、新あっせん委員とも、○○委員と○○委員でお願いいたします。

以上が連絡を承っている部分でございます。

議案番号第 182 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」ご審議をお願いします。

議長 事務局から説明があったとおり、変更がある場合は言っていたかと思いますが、ありません。

(変更なしの場合)

議長        ないようですので、議案番号第 182 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」は議案のとおり決定したいと思います。

---

議長        これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局        (事務局より報告事項を行う)  
1 合意解約の報告  
2 あっせん申し出の取下げについて  
3 農地パトロールの結果について

議長        報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局        (事務局より業務連絡事項について説明)  
業務連絡事項  
1 令和 5 年 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所  
    日時・場所 … 令和 5 年 11 月 6 日 (月) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室  
  
2 その他 …

議長        それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻     午前 10 時 15 分

---

総会終了後、タブレット操作研修会開催 (1 時間程度)